

事業者 各位

喜多方地方広域市町村圏組合
管 理 者 遠藤 忠一
(公 印 省 略)

車両の売り払いについて

このことについて、下記のとおり売却処分しますので、購入希望者は見積書を提出くださいますようお願いいたします。

記

1 対象車両

高規格救急自動車

※詳細は別紙参照。

2 車両の確認

(1) 日時 平成30年10月9日(月)～平成30年10月19日(金)まで
午前8時30分～午後5時まで

(2) 場所 喜多方市字屋敷免3958番地
喜多方地方広域市町村圏組合喜多方消防署
(喜多方消防署敷地内)

3 見積書提出

- (1) 提出期限 平成30年10月26日(金)(郵送の場合は期限必着とする)
- (2) 見積書は消費税を除く金額又は消費税が別記されている状態で提出ください。
- (3) 見積書提出の際は住所、電話番号を明記してください。

4 落札者の決定

- (1) 予定価格以上の金額で最高額の者を落札者とします。
- (2) 最高見積額が2者以上同額となった場合は、その者から再度見積もりを徴することとします。

5 契約締結及び売却代金の納入

- (1) 落札決定から5日以内に売買契約を締結することとし、期日までに契約ができないときは、落札の決定を取り消します。
- (2) 売却代金の納入は、組合が発行する納付書により、後15日以内に全額を納入していただきます。期日までに入金が無い場合は、落札の決定を取り消します。
- (3) 売却代金は消費税(108/100)を乗じた金額とします。

6 車両の引渡しについて

- (1) 名義変更を前提として引き渡しをいたします。
- (2) 名義変更後は、速やかに名義変更後の車検証の写しを提出していただきます。
- (3) 引渡日は、代金の納入確認後、契約期間内における当組の指示する日とします。
また車両は、契約締結時の状態のまま引き渡します。引き渡しを受けた時点で受領書を提出してください。
- (4) 引渡後、速やかに車両に表示してある組合名を抹消（剥離・塗装処理等）し、14日以内にその状況の写真を提出していただきます。

7 その他

- (1) 車両の引渡し後の不調・故障等に関する苦情については一切受け付けないものとします。また、引渡し後の事故、災害発生の場合は、すべて買受人の責任において処理することとします。
- (2) 名義変更、公租公課、運搬等の契約に関する一切の費用は、買受人の負担となります。
- (3) 引渡し後、緊急自動車届出確認書を福島県公安委員会へ当組合にて速やかに返納いたしますので、緊急走行は出来ません。必要に応じて名義変更後買受人にて登録をお願いいたします。
- (3) 上記6（3）における「当組合の指示する日」は、契約日から平成30年12月21日までの期間を予定しております。

メーカー・車名	トヨタ ハイメディック
車両番号	福島 800 す 1035
車体の形状	救急車 ワゴン
初年度登録年月	平成17年1月
乗車定員	7人
車体番号	VCH38-0002321
型式	TC-VCH38S
原動機の型式	5VZ
総排気量又は定格出力	3.37リットル
トランスミッション・駆動	AT 4WD
燃料の種類	ガソリン
車体色	白
有効期間の満了する日	平成31年1月29日
走行距離 (平成30年9月27日現在)	314,895km 左記時点で業務には使用していませんが、敷地内移動等による距離の微増がある場合があります。
引渡場所	喜多方市宇屋敷免3958番地 喜多方地方広域市町村圏組合喜多方消防署
その他	(1) この自動車はNO_x・PM適合。この自動車の使用本拠は、NO_x・PM対策地域外です。 (2) 車両の鍵は3本あります。 (3) 夏タイヤ4本付(H28.3製) スタッドレスタイヤ4本付(H27.9製) (4) 車検・6ヶ月、12ヶ月定期点検を実施し、現状での運行が可能です。 (5) 患者監視装置等医療資器材については付属しません。 (6) ストレッチャー、赤色灯、サイレンアンプ等基本的な機能は付属しております。 (7) 自動車車検証・自動車損害賠償責任保険証明書・預託証明書(リサイクル券)・整備記録簿が付属します。